

## ① 尖閣諸島の現状認識（保全に対する基本的認識について）

明治 18 年、日本政府が現地調査を行い、同 28 年現地に標杭を建設する旨の閣議決定を行い、正式に日本の領土に編入したことは、国際法上認められていること。

その後、明治 29 年、尖閣で事業展開していた古賀辰四郎氏に、30 年間の無償貸与を行い、昭和 7 年、その子息に有償で払い下げられた。昭和 15 年、かつお節製造等の事業は中止されて、無人島になっているが、この経過は日本の有効支配を示すものと承知している。

第 2 次大戦の敗戦後、昭和 26 年に締結されたサンフランシスコ講和条約において、米国の施政下に置くことが明記されたが、昭和 47 年の日米両国間の沖縄返還協定に伴い、返還された地域に尖閣諸島が含まれていることは明らかである。

## ② 尖閣諸島の実行支配強化について（具体的手立て、手順）

国家とは、主権・領土・政治的独立の統合体である。日本固有の領土を守るのは、国家として第一の責務と考える。

尖閣諸島の地元・石垣市の強い要請（船溜まり・無線中継基地・有人気象観測施設等の建設）は良く理解できるところである。

しかし、これら、点としての整備のみならず、面として、民主党政権によって失われてしまった感のある日米同盟の強化・信頼回復をはじめ、自衛隊・海上保安庁等の人員、装備、配置の法的・予算的強化を進めるべきである。

尖閣諸島の国有化が表明されたことは、その第一歩と考える。